

特定非営利活動法人 育てよう未来のオリンピックメダリスト 会員規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人（NPO 法人）育てよう未来のオリンピックメダリスト（以下「この法人」という）定款の規程に基づき、会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(種別)

第2条 この法人の会員は、定款第6条に基づき、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第3条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金)

第4条 この法人の入会金は、徴収しないものとする。

(会費の種類)

第5条 この法人の会員は次の各号に掲げる区分により会費を納入するものとする。

- | | | | | |
|-----|------|------|-------|----------------|
| (1) | 正会員 | 個人会員 | 年額 | 5,000 円 |
| (2) | 賛助会員 | 個人会員 | (1 口) | 2,000 円 1 口以上 |
| | | 団体会員 | (1 口) | 10,000 円 1 口以上 |
2. 前項第1号に規定する会員については、賛助会員の会費を併せて納入できるものとする。
 3. 前項第2号に規定する会員については、1口以上の会費を納入できるものとする。
 4. 正会員において理事長が特に必要と認めたものについては、会費の納入を免除することができる。

(会費の事業年度)

第6条 本規程第5条で定めた会費の有効期限は、定款第49条に準じ、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わるものとする。

2. 入会が前項の定める年度の途中であっても、年会費として納入しなければならない。

(会費の不返還)

第7条 既納の会費は、定款第12条に基づき、その理由の如何を問わず返還しない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長がこれを定める。

附則

この規程は、この法人の第2期期首（平成23年6月1日）に遡って施行する。

平成23年7月28日制定

平成30年6月16日改定